

阿武町アウトドア用品調達プロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、阿武町が設置するまちの縁側拠点施設 A B U キャンプフィールドで使用する「アウトドア用品」に関して、優れた供給能力を有する契約の候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに係る応募の手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 提案を公募する物品の概要

（1）物品の名称

まちの縁側拠点施設 A B U キャンプフィールド アウトドア用品

（2）物品の仕様、数量、納入期限及び納入場所

別添仕様書のとおり

3 上限提案価格

7,458,000 円（税込）以下とし、超えた提案を失格とする。

4 参加資格要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者でないこと。
- （2）阿武町の入札に参加する者に必要な届け出がされていること。
- （3）この手続の開始の日から令和 3 年 2 月 25 日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る入札の参加停止を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 75 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。

5 参加申込手続

- （1）提出書類 「参加表明書」（様式第 1 号）
- （2）提出部数 1 部
- （3）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること）
- （4）提出場所 阿武町役場まちづくり推進課
- （5）受領期限 令和 3 年 2 月 25 日（木）午後 5 時まで

6 提案書の提出

- （1）提出書類 「7 提出書類」のとおり
- （2）提出部数 各 8 部（1 部は正本、他 7 部はコピー可）、左側を 2 箇所ホッチキス

- で留める。パンフレット等ホッチキス留めできないものは別にし、各 8 部提出。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること）
 - (4) 提出場所 阿武町役場まちづくり推進課
 - (5) 受領期限 令和 3 年 3 月 5 日（金）午後 5 時まで

7 提出書類

(1) 提案書

ア 提案書表紙（様式第 2 号）

イ 企画提案書（A 4 版 10 ページ以内）

- ・様式は自由とするが、「11（2）審査基準」を踏まえて、具体的かつ簡素に記述すること。
- ・物品の詳細仕様については、ウの「選定した物品のカタログ等」により替えることができる（カタログ等はページ数に含めない）。
- ・A 3 版を用いる場合は織り込みの上、編さんすること。ただし、A 3 版 1 枚につき A 4 版 2 ページと換算すること。

ウ 選定した物品のカタログ等（該当箇所に下線を引くなど、当該物品が仕様を満たしていることがわかるよう工夫すること。またカタログ等で判別できない場合は、仕様を満たしている旨の証明等を添付すること。）

(2) 会社概要（様式第 3 号）

(3) 見積書（様式第 4 号）

調達物品の本体費用、部品及び消耗品費、搬入費用、諸経費等の必要な経費を含むこと。

(4) 企画提案書評価項目対応表（様式第 5 号）

評価項目に対応した企画提案書の該当ページ等を記載すること。

8 質問及び回答

- (1) 質問事項は、質問書（様式第 6 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、令和 3 年 2 月 26 日（金）午後 5 時までに電子メールにて送付すること（電話不可）。

提出先アドレス machisui05@town.abu.lg.jp

- (2) 回答は、令和 3 年 3 月 1 日（月）午後 5 時までに参加表明書提出者全員に電子メールにて送付する。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 対象者 6 により提案書を提出した者

- (2) 日時 令和 2 年 3 月 9 日（火）午前 9 時 30 分から（予定）

- (3) 場所 阿武町役場本庁 2 階大会議室（阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地）

- (4) 審査方法

ア 審査時間は約 30 分（質疑応答を含む）とする。

- イ ヒアリングへの出席者は各社 3 人以内とする。
- ウ スクリーン、プロジェクタは事務局で用意する。その他パソコン等は必要に応じて提案者で用意すること。
- エ 説明は、提案書に記載した内容に限る。新たな資料等の提出や説明は認めない。

(5) 留意事項

- ア 参加表明書、提案書の作成及びプレゼンテーション参加に要する経費は参加者の負担とする。
- イ 提案内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。
- ウ 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となること。
 - (ア) 提案書を提出期限後に提出した場合
 - (イ) 提案書に虚偽の内容を記載した場合
 - (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (エ) 本応募要項に違反すると認められる場合
 - (オ) その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- エ 参加者は、複数の提案書を提出することはできないこと。
- オ 提出期限後の提案書の変更、差替え、若しくは再提出は認めないこと。(誤字・脱字等軽微なものを除く。) なお、採用の有無に関わらず、提案書は返却しないものとする。
- カ 参加表明書提出後、辞退する場合は、参加辞退届(様式第 7 号)により令和 3 年 3 月 2 日(火)午後 5 時までに事務局へ持参又は郵送により提出すること。

(6) その他

プレゼンテーションの実施の有無については、令和 3 年 3 月 3 日(水)午後 5 時までに参加表明書提出者全員に電子メールにて通知する。

11 審査選考

(1) 最優秀提案者の決定

阿武町アウトドア用品調達審査委員会(以下「審査委員会」という。)において書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査(実施しない場合あり)を次項の審査基準に基づき実施し、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の 6 割以上の者で、合計評価点数が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を最優秀提案者として決定する。

(2) 審査基準

阿武町アウトドア用品調達審査基準(別紙)に掲げる 11 項目

評価項目			配点
1	全体計画、事業遂行能力等		50 点
	①	基本姿勢、提案の趣旨	30 点
	②	納入計画	20 点

2	企画提案評価	150 点
①	機能性	40 点
②	耐久性	30 点
③	快適性	20 点
④	携行性	20 点
⑤	デザイン	20 点
⑥	保守対応	20 点
3	経済性評価	100 点
①	見積額	100 点
合 計		300 点

(3) 審査結果

審査の結果については、令和3年3月10日（水）までに文書（メール）により通知する。

(4) その他

当該協議が不調のときは、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 事務局（参加表明書等提出先）

阿武町役場まちづくり推進課

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

電話 08388-2-3111、F A X 08388-2-2090、

電子メール machisui05@town.abu.lg.jp